

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料2-7
提出年月日	令和5年6月13日

泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト

(技術的能力 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等)

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230314-02	1	取りまとめた資料5ページ) 記載方針の相違③について、A-高压注入ポンプとA-制御用空気圧縮機への代替補機冷却水(海水)通水手段の項目を分けて整理した理由を説明すること。	R5.3.14	回答済	R5.4.14 ヒアリング	可搬型大型送水ポンプ車による代替補機冷却の手段において、A-高压注入ポンプとA-制御用空気圧縮機への補機冷却水(海水)通水手段の項目を分けて整理した理由について、「とりまとめた資料」の相違理由欄への記載内容を充実化した。	第494回ヒアリング 資料2-2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.5.0)』 p.とりまとめた資料-5	
230414-05	2	比較表1.5-120ページ) 常設代替交流電源設備を「既設」と「新設」と記載した考え方について、他社審査の状況を確認したうえで説明すること。	R5.4.14	本日回答		泊3号炉の「常設代替交流電源設備」は、女川2号炉と同様、複数の設備を総称した設備名称であり、これらの設備に「既設」及び「新設」が混在することから、このように記載している。一方、女川2号炉の「常設代替交流電源設備」に含まれる設備はすべて「新設」であるため、分類は「新設」とされている。このように、代表させた設備を構成する個々の設備に既設、新設が混在する場合には「既設」「新設」と分類する記載方針は、大飯3/4号炉及び女川2号炉も同様であり、女川2号炉の例では、「ATWS緩和設備(代替制御棒挿入機能)」や「原子炉隔離時冷却系(蒸気系)配管・弁」等がそれに該当する。 なお、泊3号炉の「常設代替交流電源設備」を構成する設備の内訳は以下のとおり。  【既設】 ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽(既設2基) ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ・ディーゼル発電機設備(燃料油系統)配管・弁  【新設】 ・代替非常用発電機 ・可搬型タンクローリー ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽(増設2基) ・燃料タンク(SA) ・代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤 ・代替非常用発電機～非常用高压母線(6-A)及び非常用高压母線(6-B)電路 ・代替非常用発電機～代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路 ・ディーゼル発電機設備(燃料油系統)配管・弁(追設) ・ホース・接続口	資料2-4『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.7.0)』 p.1.5-120	
230414-06	3	比較表1.5-147ページ) エレベーションの表記 T.P.4.35mについて、0.01mまで表示することが適切か確認し説明すること。	R5.4.14	本日回答		本資料で示す操作場所のエレベーション表記については、現地の屋内平面図を参照し「T.P.4.35m」と表していた(当該操作場所はT.P.2.3mフロア上部に位置する)。 一方で技術的能力1.0まとめ資料で整理する屋内アクセスルート図面(添付資料1.0.2別紙30_第1図)では、当該操作場所と同じエレベーション「T.P.4.35m」を「T.P.2.3m(中間床)」と表記しており、資料間で記載が不整合となっていた。このため、資料間の整合を図り、当該資料におけるエレベーション表記も「T.P.2.3m(中間床)」に改めることとする。 なお、エレベーションの表示桁数については、詳細な機器配置を示している資料において少数点第2位まで記載している場合もあるが、これは、先行プラントにも同様な記載例がある。	資料2-4『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.7.0)』 p.1.5-147	

\*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。